

令和6年第6回桶川市農業委員会総会 議事録

令和6年6月27日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

<p>【出席委員】 農業委員</p> <p>農地利用 最適化推進委員</p>	<p>1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二</p> <p>1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男</p>
<p>【欠席委員】</p>	<p>4 高橋桂</p>
<p>【傍聴人】</p>	<p>0人</p>
<p>事務局長</p> <p>岩崎委員</p> <p>事務局長</p> <p>砂川会長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>只今より、令和6年第6回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p> <p>(開会宣言)</p> <p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p> <p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 4番の荒岡委員と、5番の岩崎委員にお願いします。</p> <p>それでは、次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は、令和6年2月21日に農用地区域からの除外が完了となっております。</p> <p>農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当することから第1種農地と考えられます。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築面積は69.56㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地との境界には、コンクリートブロックの内積みする計画となっております。</p> <p>また、申請地には4台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台、来客用が2台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>6月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。</p> <p>買い取り申出者は、被相続人の子でございます。</p> <p>被相続人が死亡したことにより、申出者が対象地を相続することとなりました。</p> <p>今後、生産緑地の解除を行うにあたり、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することが農業委員会に求められております。そして、その旨の証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。</p> <p>本件の場合、被相続人は亡くなっており、農地を経営することが困難であることは明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが必要となっております。</p> <p>事務局で所有農地の過去の航空写真を確認しましたが、生前も農地は適正に管理されている状態でした。また、買い取り申出者への聞き取りを行いました。被相続人は83歳過ぎまで露地野菜を栽培していたとのこと。その後の従事状況ですが、対象地は親族の協力により農地として維持・管理がされておりました。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>6月18日に現地調査を行いました。</p> <p>対象地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について、何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が3件となっており、転用目的は、住宅敷地、ガレージハウス及び共同住宅敷地となっております。農地法第5条の届出が10件となっております。転用目的は、住宅敷地が6件、公衆用道路が2件、店舗敷地とその駐車場が2件となっております。</p> <p>なお、令和6年6月21日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>「桶川農業振興地域整備計画の変更について」ですが、今月は説明のみとさせていただきます。7月に現地調査を実施の上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。</p> <p>それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>【資料に基づき概要を説明】</p> <p>以上5件が、5月に受付けた除外申出になります。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明を受けて、質問や確認したい事項はございますか。</p> <p>(質問)</p>
議長	<p>無いようですので、事務局の報告を続けてください。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p>

	<p>次回の現地調査は、令和6年7月18日（木）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和6年7月26日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後2時45分